

賢いお金の使い方

今の時代にあった

できていますか？

「人生100年時代」「超少子高齢化社会」と言われる昨今、年金や働き方など国の制度も変化の真っ只中。変化の時代だからこそ、正しい情報をキャッチして動くことが大事。「賢いお金の使い方」も時代や生き方によって変化します。あなたのお金に関する知識、アップデートできていますか？

知っているかチェックしてみよう！

知っておきたい今のマネー情報

<p>住宅ローン編</p>	<p>総額何百万円以上も支払削減の場合も</p> <p>住宅ローンの金利は引下げが可能なことをご存知ですか？当初借り入れの金利と、今の金利がどれだけ違うかまずは確認を。借換えすると返済額が大きく変わる場合も。</p>
<p>保険編</p>	<p>掛け捨て生命保険料の見直しのオススメ</p> <p>11年ぶりに、2018年4月、死亡率や平均余命を示した「標準生命表」が改正となり、いわゆる掛け捨て生命保険が安くなっています。ご契約の保険料を確認してください。</p>
<p>年金編</p>	<p>将来、年金はいつから、いくらもらえるか</p> <p>国の年金が保障されていないのなら、将来の自分を守るのは、今の自分ではないのです。老後の人生を安定させようと思うのなら、自分自身で個人年金を用意しておくのがベストです。「個人年金保険料控除」も活用しましょう。</p>
<p>貯蓄編</p>	<p>コツコツ貯蓄からコツコツ投資へ</p> <p>100万円の銀行預金の利息は約100円です。金融に関する知識や情報を正しく理解し、不安を解消。回数を分けて長期に毎月一定した金額を積立てるからこそ、リスク分散ができます。</p>

正しい情報を得て、少しずつ実行していくことが大事です。まずは何からすべきか。

年金・ローン・保険・外貨・投資などを知り尽くしたプロのファイナンシャルプランナーに相談してみませんか？

プロのFP
個別相談

大阪学校生活協同組合提携 プロのファイナンシャルプランナーによる個別相談を無料で受けられます。

個別相談3つのメリット

- 1. プライベートな質問・相談もしやすい。**
相談者さまのプライバシーはFPがきっちりお守りします。当然、組合や職場には相談内容・情報は共有されません。
- 2. 自分にあった情報やプランを提示してもらえる**
相談者さまの状況やご要望に応じた情報やプランを提供いたします。
- 3. 相談場所を選べる**
ご都合の良い場所にお伺いいたします。ファイナンシャルプランナー事務所の完全個室でも可能です。お子様づれやご家族さま同伴もOKです。

詳細・お申し込みは
QRコードから



保険金の受取人、ご確認ください

お客さまとの相談の中で、数多くの保険証券を拝見しますが、入り方によって時々「？」と思うものがあります。それは保険金の「受取人」です。保険は入り方によって、受け取る時の「税金」が変わります。下の図をご覧ください。

パターン	保険契約者 (保険料を払う人)	被保険者 (保険の対象になる人)	受取人 (保険料を受け取る人)	課税関係
①	A (父)	A (父)	C (子)	相続税
②	C (子)	A (父)	C (子)	所得税 (一時所得)
③	B (母)	A (父)	C (子)	贈与税



①が最も一般的なパターンです。

死亡保険金は民法上、相続財産ではなく「受取人固有の権利」であり、相続人による遺産分割の対象とはなりませんから、確実に記名受取人の元に行きます。保険が「お金に名前をつけて遺せる方法」と言われるのはこのためです。

但し、「長男に1億円、次男はゼロ。それ以外の相続財産なし」の様に保険金の受け取り額において、相続人の中で著しく差が生じる時は「特別受益」と言って、持ち戻して分割割合を計算される場合があります(税法上は「みなし相続財産」と言って課税対象になります)。

②のパターンは、相続税ではなく所得税になります。

少し難しくなりますが、事業や工場を確実に後継者に渡したい時に、他の相続人に支払う代償交付金準備など、これからの「**相続・事業承継対策**」において有効な手段の1つになってくると思います。

特に気をつけたいのが③。

「夫が死んだら子どもが困るから、子どもを受取人にして、私が夫に保険をかけておきます」と言う流れなのですが、A(夫)が死亡した時にC(子)が受け取る保険金に贈与税が課せられます。**贈与税**は110万円の控除があるのみですので、例えば3,000万円の保険金が入ってきた時、その半分近い額を税金として支払うことになります。

また、**受取人が「法定相続人」になっている証券はすぐに変更して下さい**。少し前まではこの形態で保険契約することができました。もしこの状態で死亡した時、保険会社は法定相続人全員の自署と実印による捺印と印鑑証明の提出を求めます。前妻との間の子、海外に行ってしまうて行方不明の弟、これらが法定相続人である時、全員の書類が整わない限り保険金は一切受け取れないのです。相続税の納税はおろか、お葬式費用にも使えないという結果になってしまいます・・・。

当初指定していた受取人が先に死亡している場合も同様に注意が必要です。

♪FPS 飴ができました♪

株式会社F・P・Sは今期10周年。

メモリアルイヤーとしての活動の一環で、F・P・Sの飴ちゃんを作りました！

全部で4種類。「FPS」「10th」「ありがとう」「どうぞよろしく」。味も、オレンジ・りんご・ピーチ・サイダーです。先日早速セミナー会場で披露したところ、「おいしい」「楽しい」と嬉しい反響をいただきました。これから、セミナー会場で、ご来社いただいた際には。はたまたプランナーがご訪問差し上げた際にポケットからゴソゴソと出てきますので、どうぞご賞味ください♪

